

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【公開番号】特開2019-28429(P2019-28429A)

【公開日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-007

【出願番号】特願2017-247408(P2017-247408)

【国際特許分類】

G 0 2 C 11/00 (2006.01)

【F I】

G 0 2 C 11/00

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月20日(2020.7.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼鏡の耳掛けつる部に嵌合され、眼鏡着用者の頸部近傍の後頭部に掛け渡される眼鏡保持具であって、

前記耳掛けつる部の端部が圧入される一対の弾性筒状部と、

基端が前記弾性筒状部に固着された一対のワイヤ部材と、

前記ワイヤ部材の先端に固着された一対の駒部材と、を有し、

一方の前記駒部材が固着された一方の前記ワイヤ部材は、他方の前記駒部材に所定の摩擦力をもってスライド可能に嵌挿され、

前記他方の前記駒部材が固着された他方の前記ワイヤ部材は、前記一方の前記駒部材に所定の摩擦力をもってスライド可能に嵌挿されており、

前記駒部材は前記ワイヤ部材の伸長方向に沿って2体の分割形態に形成されており、かつ前記駒部材の分割面に前記ワイヤ部材を嵌挿する弾性合成樹脂製チューブ部材が保持され、分割された前記駒部材の半体どおしを前記分割面で接合することで前記合成樹脂製チューブ部材が前記駒部材の内部に埋設され、前記駒部材に対する前記ワイヤ部材の摺動摩擦力は、前記駒部材に埋設された前記合成樹脂製チューブ部材によってもたらされることを特徴とする眼鏡保持具。

【請求項2】

前記駒部材に固着される前記ワイヤ部材の先端に玉部材が抜出し不能に装着され、前記駒部材の各分割面に前記玉部材を収容する凹部が形成され、分割された前記駒部材の半体どおしを前記分割面で接合固定することで前記ワイヤ部材の先端が前記駒部材に埋設固定されることを特徴とする請求項1に記載した眼鏡保持具。

【請求項3】

前記ワイヤ部材は樹脂被覆されたステンレス製ワイヤ部材であり、前記ワイヤ部材に対して摺動する一対の前記駒部材を互いに離間する方向に100mm/min.の速度で引張ったときの引張力が2.0N~3.5Nとなるように前記ワイヤ部材と前記弾性合成樹脂製チューブ部材との関係が設定されていることを特徴とする請求項1または2に記載した眼鏡保持具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 3 1

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 3 1】

2つの駒部材半体どおしをその分割面で互いに接合したとき、両半体の貫通溝17が向き合ってその中を前記ワイヤ部材が挿通する挿通孔となり、また窪み部18も互いに向き合わされて閉鎖窪み孔となる。